

(3) 実質公債費比率**11.6%**

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、県債の発行に際して総務大臣の許可が必要となり、25%を超えると一部の県債の発行が制限されますが、本県の比率は、これを大きく下回っています。

さらに、指標が16%未満の団体は、県債の発行に際して総務大臣との協議が不要となる届出団体となりますが、本県はその要件を満たしています。

(算式)

$$\frac{\text{県債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3か年平均}$$

臨時財政対策債の元利償還金や、満期一括償還の県債に備えた減債基金積立額の増加等により、元利償還金等は増加しましたが、交付税に算入された元利償還金も増加したため、単年度の比率は前年度並みとなりました。

一方、平成21年度と平成24年度の比較では0.65ポイント増加しているため、3か年平均の実質公債費比率は前年度に比べ0.2ポイント増加しました。

(単位: 億円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①県債の元利償還金	825	835	854	866
臨時財政対策債	96	103	113	124
その他の県債	729	732	741	742
②準元利償還金	97	96	106	111
うち減債基金積立 (満期一括償還の県債の償還準備部分)	31	39	53	67
③交付税に算入された元利償還金等	503	498	510	525
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	23	18	17	17
分子⑤ = (① + ②) - (③ + ④)	396億円	415億円	433億円	435億円

⑥標準財政規模	4,045	4,169	4,166	4,202
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	503	498	510	525
分母⑧ = ⑥ - ⑦	3,541億円	3,671億円	3,656億円	3,677億円

単年度比率 ⑤ / ⑧	11.17908	11.30558	11.83991	11.83327
-------------	----------	----------	----------	----------

平成24年度決算の比率 (平成22~24年度の平均)	11.6
平成23年度決算の比率 (平成21~23年度の平均)	11.4

○平成24年度決算に基づく実質公債費比率 **11.6%** < 早期健全化基準 **25.0%**